

国民主権論と民主主義論

憲法論における熟議の意味と可能性

奥野恒久*

目次

はじめに

1. 戦後主権論争の展開
 2. 憲法学における民主主義論
 3. 熟議民主主義論への注目
 4. 熟議を促す民主的政治過程
- おわりに

はじめに

日本国憲法は、前文と第1条にて、その根本原理として国民主権を採用する。主権とは、それを建前・理念と解するか実体と解するかはともかく、「国家の政治のあり方を最終的に決定する力または権威」¹⁾だとするのが、戦後憲法学の一般的理解である。だが近年、いわゆるグローバル化の進行に起因して、主として二つのレベルにおいて、日本での実情はこの原理からますます乖離しているように思われる。

第一は、安全保障条約の相手国であるアメリカの影響、あるいは国家と相互規定関係になったとされる市場の影響により、国家として主権的に決定できる領域が狭まり、国民意思と政府決定との間に齟齬が生じていることである。2009年8月の衆議院選挙以降の普天間基地をめぐる動向は、そ

* おくの・つねひさ 室蘭工業大学ひと文化系領域准教授

の象徴といえよう。

第二は、個々の国民の意思自体が主体的に形成されているか、という問題である。例えば2005年9月のいわゆる「郵政選挙」では、直近の世論調査で「生活が苦しくなった」という層が増えているにもかかわらず、結果的に「弱者に厳しい」政策を進める小泉自民が圧勝した。小選挙区制という選挙制度の問題があるとはいえ、選挙にて一定程度「屈折」した意思が表出されたと見てよいであろう。高度に発達したマスメディアを小泉首相が巧みに駆使して支持を調達したとされるが、そのような支持調達は可能にした国民意識なり社会的土壌にも目は向けられるべきである²⁾。政治学者からは、個人の解放を目指した近代が行き着いた現代において、個人はそもそも他者と連帯して社会変革を展望するのではなく、私的領域における自己実現を追求するようになったとの理解のもと、階級意識をはじめとする、私と公をつなぐ伝統的な回路が弱まっている反面、「法的・政治的過程を媒介とすることなしに、私と公をひたすら実感レベルでつなごうとする試みが、……しばしば試みられている」³⁾と指摘されている。いずれにしろ、これまで憲法学は、国民意思と代表者意思の事実上の類似や人民意思の議会への正確な反映を追求してきたが、今やその前段階として、民意の形成、それも個々の国民の主体的意思形成のありよう自体を問うことが求められていると思われる。

本稿ではこのような問題状況、とりわけ第二のそれを念頭に、憲法学としていかなる議論が可能かを検討したい。本稿は冒頭で、「国民主権原理と乖離した実情」と述べたが、果たしてこの種の問題を主権論という枠組みで論じること自体、議論のあるところであろう。周知の通り、戦後日本の憲法学が蓄積した主権論は、主権の「扱い方」をめぐっても相当なるウエイトを占めてきたのである。そこでまず、主権論がいかなる問題意識に基づき、その概念がいかに扱われてきたかを押さえるところからはじめたい。

1) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第4版』(岩波書店, 2007年) 40頁。

2) 昨今の国民意識について、構造改革と軍事大国化に光を当てて分析したものとして、拙

稿「改憲・改革を受容する国民意識」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』
（日本評論社，2008年）50頁以下。

3) 宇野重規『私 時代のデモクラシー』（岩波新書，2010年）105頁。

1. 戦後主権論争の展開

(1) 主権論争の原点としての国体論争

敗戦直後、佐々木惣一と和辻哲郎、宮沢俊義と尾高朝雄の間で主権論争が展開された。ポツダム宣言の受諾、日本国憲法の制定にともない、国体は変更されたのか、という論点である。佐々木・和辻論争で、「日本国民統一の象徴」という天皇の歴史的・文化的意義を強調する和辻は、日本国憲法第1条を根拠に、天皇の本質的意義に変化はないとするのみならず、「統治権総攬者という事態においても根本的な変更はない」と、国体不変更論を主張する¹⁾。それに対し佐々木は、あくまでも法律学的に、「政治の様式より見た国体」に限定して応じ、国体変更論を主張したのである²⁾。

宮沢・尾高論争では、宮沢が「国民主権を問題にする場合の主権とは、国家の政治のあり方を最終的にきめる力」だとして、天皇主権か国民主権かという主権の所在を問題にした。それに対し尾高は、「国家の政治の在り方を最終的にきめるものが主権であるならば、主権はノモスにある」³⁾と主権概念それ自体を問題にし、それを実定憲法を超えたところに求めた。尾高のノモス主権論は、ノモスの権威を君主や国民のうえにかかげることで、天皇主権と国民主権の対立を中和させようというものであるが、これを宮沢は「(国民主権の採用による天皇主権の否定という)天皇制に与えられた致命的とも言うべき傷を包み、できるだけそれに昔ながらの外観を求めようとするハウタイの役割を演じようとするものである」⁴⁾とイデオロギー批判の手法で論難し、ポツダム宣言の受諾により国民主権をとったのだから、国体は変革したとする。このような宮沢の主権論に対し、尾高は実力決定論だとして「あらゆる法の上にある実力としての主権の概念は、

今日では根本から改鑄されなければならない」と主張する⁵⁾。

このように両論争は、十分に議論が噛み合ったものではなかった。だが、その後の主権論が宮沢の設定した土俵を前提に深められていくように、国体論争を通じて憲法学が戦前の天皇主権を否定したこと、「政治の様式よりみた国体」は変化ないし消滅したと見たことが確認できよう。もっとも、象徴天皇制と国民主権が調和するのか対立するのか、戦前天皇制と象徴天皇制をめぐる断絶を強調するのか継承面を容認するのかめぐり、十分突き詰められなかったといえる⁶⁾。そのことが、「天皇の行為」など象徴天皇条項の解釈や象徴天皇制の運用をめぐる禍根を残すこととなる⁷⁾。その意味で国民主権論は、今日においても天皇制との関係で議論が深められるべきである。

(2) 「権力の民主化」vs. 「権力に対抗する人権」(1970年代主権論争)

1970年代、「国民主権の形骸化」といわれる現実とどう向き合うかという問題関心のもと、杉原泰雄と樋口陽一を中心に、フランス憲法史の認識と憲法学の方法をめぐる主権論争が再燃する。主権原理は、生産関係・階級関係に対応するとの歴史法則主義に立つ杉原は、ブルジョワジーを担い手とするナシオン主権と、民衆を担い手とするプープル主権という二つの主権原理をフランス憲法史より抽出する⁸⁾。そして、宮沢に代表される通説的見解は、国民による国家意思決定制度を欠いている市民憲法の現実を合理的に説明できていないと、イデオロギー批判を展開し、実在する国民主権の科学概念を解明して非科学的な国民主権概念に対置することを提唱する⁹⁾。そして、「日本国憲法の国民主権を『プープル主権』として把握し、その観点から統治機構の関連規定を再解釈すべき」だと、主権原理の制度論や解釈論への架橋を試みるのである¹⁰⁾。

他方、樋口は、フランス1791年憲法は「大ブルジョア」による「上からの革命」に、1793年憲法は「小ブルジョア」による「下からの革命」に対応すると理解する。そのうえで、1791年憲法のナシオン主権が純粹代表制

を生み出すのに対し、1793年憲法のプープル主権下では、国民自身による決定、あるいは少なくとも代表機構は国民意思を反映すべきとする半代表制に対応する、という。そして、日本国憲法は男女普通選挙制を採用し、憲法改正に国民の直接投票を予定していることから、プープル主権だとする¹¹⁾。ところで、樋口もイデオロギー批判の手法を用いるのだが、樋口のそれは杉原とは全く別の方向へと向かう。すなわち、「支配は常に少数者による」、政治的实力とは官僚機構・軍・資本・外国であるといった事実を認識し、また主権がそのときどきの権力の現実を正当化するイデオロギーになることや国家権力による大衆操作を警戒し、「『国民主権』の概念を『実質化』あるいは『実体化』することによってではなく、逆に、『主権』が権力の実体でなく正当性の所在を示すものでしかないことを明らかにするような概念構成をすることによって現実を冷たく分析すること」を説く。そして「解釈論・立法論という実践の場面では『国民主権』という観念の使用をわれわれはむしろ避けるべきではないか」と問題を提起し、実践的要求は「権力に対抗する人権」という観念で行うべきと主張するのである¹²⁾。

1970年代の主権論争を通じ、日本国憲法の国民主権についてナシオン主権流に解する見方を否定することによって、国家法人的思考を克服することができたといえる。それゆえ、その後に出される「『制度論・手続論』への組み替え」という議論の前提がつけられたのである¹³⁾。他方、実践的要求の面では、「国民主権の貫徹」「権力の民主化」に対し、「権力に対抗する人権」という方向性が打ち出されるが、この違いは主権論の「扱い方」とかかわって、今日においても引き継がれているといえる。

(3) 1980年代以降の主権論

1980年代以降も主権論をめぐる多くの議論があるが¹⁴⁾、主権論という枠組みの適切性を考察しようという本章の課題から、時代の変動への対応と、主権概念の「扱い方」を見ておきたい。

時代変動による主権論の動揺

1970年代以降、主権論をリードしてきたのは杉原泰雄の人民主権論であったが、日本が経済成長を経たあたりから、一定の時代診断を前提に疑問や批判が出されるようになる。例えば毛利透は、「杉原理論にとっての中心概念は、『人民の圧倒的部分を占め』、『労働者階級を中心とする』『民衆』であり、しかもその『民衆』は基本的に同一の経済的利害関係を持つ(私有財産制の制限などを望む)と想定されており、国家権力はその要求を実現するための手段ととらえられる。従って、問題はその民衆が国家権力を奪取するか否かの一点に絞られる」と理解する。だが、「社会を階級分裂でとらえることが非現実的となった今日」においては、「人民が始めから統一的な意思を有している」との想定自体が成立しなくなるとして、「市民としての諸個人が『いかにして』国家意思を形成するのか」という問題を設定するのである¹⁵⁾。

同様に愛敬浩二も、「利害・価値観が二極対立する条件化(homogeneousな市民)では、『主権の担い手は誰か』という問題は決定的に重要であるが、利害・価値観が多分化した状況(heterogeneousな市民)では、主権によって実現すべき共通の利害がそもそも存在しない以上、討議を通じた公論形成のプロセスの重要性が高まる一方で、『主権の担い手は誰か』という問題の重要性は低下する」と整理する¹⁶⁾。また辻村みよ子も、「現代社会のheterogeneousな市民の多元的な意思を、どうやって(一元的な)主権者意思に転化し国政に反映させるかが重要な論点」だとして、討議や熟慮の必要性を指摘する¹⁷⁾。だがそもそも、今日の社会を階級分裂とは違った意思の多元化した社会と見てよいのだろうか。

主権概念の「扱い方」

主権論に対しては、主権という概念の多義性や権威性からその学問的使用を否認する立場もある。主権概念は「精密使用に耐える剃刀ではなく、重量感でのみ勝負しようという大型鈍刀・マサカリのようなものである」¹⁸⁾という小嶋和司の見解はその典型といえよう。また、主権概念は歴史的に

も現状を打開するために動員されたのであり、法秩序にとっては本来的に脅威だとされ¹⁹⁾、この概念の「取扱い注意」な性質も指摘されている。

だが、主権概念の「取扱い注意」性を認めることが、「権力の民主化」という実践的要求の拒絶を帰結するわけではない。樋口が言うように、「権力の民主化」を志向するか、「権力に対抗する人権」を強調するかは、「選択の問題」であろう²⁰⁾。そして、仮に「革命」でなくとも、継続的な社会変革が必要だとする立場からすると、「支配者が誰であろうと、その権力をいかに制約するかという問い」と同様ないしそれ以上に、「権力の担い手が誰かという問い」は重要となり²¹⁾、「権力の民主化」を志向せざるを得ないのである。

- 1) 和辻哲郎『国民統合の象徴』(勁草書房, 1984年) 89頁以下。
- 2) 佐々木惣一『憲法学論文選2』(有斐閣, 1957年) 193頁以下。
- 3) 尾高朝雄『国民主権と天皇制』(国立書院, 1947年) はしがき。
- 4) 宮沢俊義『憲法の原理』(岩波書店, 1967年) 299頁。
- 5) 尾高朝雄『国民主権と天皇制』(青林書院, 1954年) 226頁。
- 6) この点について批判的に検討したものとて、例えば、針生誠吉・横田耕一『国民主権と天皇制』(法律文化社, 1983年) 222頁以下、小林武「天皇制論の50年」法律時報66巻12号6頁以下。
- 7) この問題性が典型的に表れたのが、1989年1月の裕仁天皇の死去から明仁皇太子の皇位継承にいたる一連の儀式、いわゆる「天皇の代替わり」をめぐってであろう。国民主権のみならず、政教分離など憲法上の論点は多岐にわたるが、概括的に検討したものとて、山内敏弘『人権・主権・平和 生命権からの憲法的省察』(日本評論社, 2003年) 164頁以下。
- 8) 参照、杉原泰雄『国民主権と国民代表制』(有斐閣, 1989年)。
- 9) 杉原泰雄「フランス革命と国民主権 国民主権の科学的検討のために」公法研究33号(1971年) 29頁以下。
- 10) 前掲書8) 69頁。
- 11) 参照、樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』(勁草書房, 1975年), 『比較憲法〔改訂版〕』(青林書院, 1984年) 53頁以下。
- 12) 樋口陽一『国民主権』と『直接民主主義』公法研究33号(1971年) 27頁以下。
- 13) 樋口陽一『魔力からの解放』と『解放のための魔力』最近の主権論議によせて法律時報59巻5号112頁。
- 14) 岡田信弘は、1980年代以降の主権論について、第1に杉原の人民主権論、第2に主権の「権力的契機」と「正当性的契機」を組み合わせる宮沢に連なる系譜、そして第3に主権

否認論，という三つのタイプに区分して整理する。岡田信弘「主権論の50年」法律時報66巻12号18頁以下。

- 15) 毛利透「国家意思形成の諸像と憲法理論」樋口陽一編『講座憲法学1』(日本評論社，1995年)46頁以下。
- 16) 愛敬浩二「立憲主義における市民と公共圏」憲法問題14(2003年)96頁。
- 17) 辻村みよ子「『市民』と『市民主権』の可能性・再論」樋口陽一ほか編『国家と自由憲法学の可能性』(日本評論社，2004年)135頁以下。もっとも辻村の「heterogeneousな市民とhomogeneousな市民が実際にはかなり重複している」との認識は，それにつづく選挙などの制度と討議や熟慮といった非制度との重点の置き方も含め，愛敬や毛利と違いがあるように思われる。
- 18) 小嶋和司「『主権』論おぼえがき その1」法学46巻5号(1982年)43頁。
- 19) 例えば，石川健治「国家・主権・地域」法学教室361号9頁以下。
- 20) 前掲書13)111頁。
- 21) 参照，長谷部恭男『権力への懐疑 憲法学のメタ理論』(日本評論社，1991年)99頁。

2. 憲法学における民主主義論

(1) 主権論から民主主義論へ

国民主権の日常的活性化

戦後の主権論争によって，戦前の天皇主権や国家法人的思考を克服したことを看過すべきではない。今後も，象徴天皇条項の解釈や運用をめぐって主権論は参照されるべきだし，そのためにも深められるべきである。だが，「権力の民主化」という実践的要求の帰結となる制度論や解釈論を主権論から演繹的に行うことは，その「取扱い注意」の問題に加え，「マサカリ」としての意義を弱める可能性がある。さらに，国家意思の形成こそを中心課題に据えるならば，権力の奪取を念頭におく主権論とは異なった議論枠組みが求められよう。このようにして，「主権論が実定憲法秩序の枠内で展開される限り，それは，憲法改正手続，議会選挙の手続を中心に，民主主義の問題として議論すれば足りることになる¹⁾」という主張が説得力を持つのである。

また，国家意思の形成を課題にするのであれば，討議など，選挙に限定

されない国民の日常的・動態的な政治参加に着目することが必要となる。この点を早くから意識していた澤野義一は、選挙権・被選挙権という狭義の意味でイメージされがちな参政権論を克服し、選挙権のみならず請願権や政治的表現の自由など政治過程への参加権として把握する政治的権利論を提唱する²⁾。重要なことは、この議論が選挙と日常の政治的表現活動とを連続過程と捉え、国民が日常的につねに主権者として国家意思を形成していくとの理解に立っていることである³⁾。「権力の民主化」を志向する立場が、選挙を超えて政治参加を問題にするさい、民主主義論というのはありうる一つの枠組みであろう。

ブルーリズムと共和主義

1990年代に、民主主義の規範的モデルを具体的に提示したのが松井茂記である。松井は、「国民の政治参加の方法は選挙権に限られるわけではない。憲法は、その思想・良心の自由、表現の自由を行使して、個々の国民が積極的に政治に関わることを前提にしている」としたうえで、アメリカの議論を参照して、ブルーリズム・共和主義という二つの民主主義モデルを提示する⁴⁾。ブルーリズム（政治的多元主義）とは、国民が多様な利害関心をもって集団を形成し、政治をこれら集団間の抗争と妥協のプロセスと捉える政治観であるのに対し、共和主義とは、政治を理性的な市民が私益を捨て公共善の実現を目指して熟慮や討議を行うものと捉える政治観である。

アメリカでは1980年代後半、憲法制定者の思想は共和主義の影響を強く受けていたという歴史研究の成果、リベラリズムに対する知的不満、そして利益集団多元主義への批判を背景に、カス・サンステインらによって共和主義にもとづく憲法理論が提唱されていた。サンステインは、アメリカ立憲主義の伝統から、公德心にもとづく熟議（deliberation）、政治的平等、普遍主義（universalism）、市民としての地位（citizenship）と参加、の四つを共和主義の原理的要素として抽出し、ブルーリズムを批判しつつ、これらを制度論や解釈論に取り入れようとしたのである⁵⁾。

それに対し松井は、日本国憲法の想定する民主主義をブルーリズムだとし、そのような民主主義プロセスを保全すること、すなわち国民の政治参加に不可欠な諸権利を保障するために違憲審査制を積極的に活用すべきとした⁶⁾。だが、この議論は特殊アメリカ的であったことを最大の要因とし、彼の問題提起にもかかわらず、日本国憲法の想定する規範的民主主義像をめぐる議論は、十分深まらなかった。彼自身の重心も、ブルーリズムが共和主義かという問題よりも、実体的価値に基点を置いたパラダイムからプロセス的なパラダイムへのシフトにあったようである。だが、この試みは、政治参加をめぐる憲法論を選挙中心から日常的な政治プロセスのありようをめぐる議論へと押し進めることになる。

「権力の民主化」とは異なる民主政

毛利透にいたっては、選挙と離れたところに民主政を構想する。主権概念へのイデオロギー批判で樋口の系譜に立つ毛利は、ハンナ・アレントを援用して、「根無し草」となった大衆は、自己の価値への確信とリアリティについてのまともな思考力を失うとし、選挙によってその大衆をそのまま政治に動員することは支配に正当性のみかけを与えることだと、冷徹に認識する⁷⁾。そして、ハーバーマスに依拠しつつ、決定圧力から免除された非公式の自由空間である「公共圏から生じるコミュニケーションの力」に期待を寄せるとともに、政治活動という「反功利主義的行為」をあえて行う少数者によって担われる公共圏こそが民主政の基盤だという⁸⁾。毛利の議論のポイントは、「他者との結びつき」にあると思われる。彼は一方で、「論争の当事者たちが、普遍的視点からの理由づけというより強い説得力によってより多くの人々を巻き込もうと努力すること」に「理性」を見出し、それにより「より公正な世論形成に近づく」とする⁹⁾。他方で、「根無し草」の大衆が、自己の価値や思考能力を確認して市民となるのも、「他者との結びつき」を通じてだというのである¹⁰⁾。

現在社会を階級対立と認識しない毛利からすると、妥協を含む、同胞への説得の試みから生じる理性的な世論に可能性が見えるのであろう。だが、

「非和解的な対立」が現存するとの立場からすると、説得の試みそれ自体が通用しないことこそ問題なのである。かくして再び、今日の社会をどう見るかという論点が浮上する。

(2) 階級意識の相対化と民主主義論

民主政の「複合型モデル」

これまでの現状認識に対して、今日においても国民間の意見対立の深層には非和解的対立がある、しかしそれが可視化されず「まとまり」となって現れてこないことを問題にするのが、本秀紀である。本は、その要因を「資本主義の類い稀な能力」、とりわけ1970年代以降の産業資本から情報・サービス・金融資本への資本主義の構造変容、1980年代以降のグローバル化の加速度的進展に求める。すなわち、一方で客観的な階級状況が多様に差異化され、あるいは消費産業やメディア産業によって覆い隠され、他方で多国籍資本に有利な立地点を確保するため政策選択の余地が狭隘化するとともに、あらゆる社会関係が「市場化」「商品化」されている。その結果、多くの国民にとっては個々の客観的利害すら意識されず、それを前提とした主体的意思の形成・表明ができなくなっている、という。それゆえ、彼の課題意識の一つは「国民各自の主体性の獲得」へと向かうのである¹¹⁾。

さて、本の構想である。彼は、民主政を「制度的プロセス」と「非制度的プロセス」に分けそれを組み合わせる「複合型モデル」を提唱する。「制度的プロセス」とは、選挙を通じてのプロセスであるが、「国政が国家機関の決定によって運営される以上、それをより民主主義的なものにする」べきだと、民意の実質的反映の確保を基本線として押さえつつも、「資本主義の強制力」のもとでの選挙は「民主主義の歪み」を生み出しうるとそれを相対化し、むしろそれを補完するための「非制度的プロセス」を強調する¹²⁾。「非制度的プロセス」についても彼は、「資本主義の強制力」が働くと警戒し、ハーバーマスのいう「理想的発話状況」や合意形成の「公論」イメージではなく¹³⁾、私的利害に彩られた言説も含む闘争の場

として把握する。彼は、ここで意見が形成されるのみならず、集团的・社会的アイデンティティが形成され、国民各自が主体性を獲得することを期待するのである¹⁴⁾。もっとも、本も熟議を否定するのではなく、メディアによる支配的な政治的言説を批判的に吟味するためにも、また闘争の場で共有された感覚を足場にして、既存のヘゲモニー構造を変革するだけの理由づけを携えるためにも熟議が必要だとし、さらに熟議を通じて自らの主体性を獲得する契機ともなる、という¹⁵⁾。

主体的意思形成と民主主義論

意思の「屈折」という問題を深刻に受け止める本稿は、本の現状分析を支持したい。すなわち、深層に歴然とした非和解的対立があるにもかかわらず、階級意識は失われていると解する。主権論が想定した「権力奪取」は、深層に存在する階級関係にではなく階級意識を基盤として実現するものであるから、その意識が顕在化しなければ基盤自体が失われることになる。やはり今日、選挙や政治的な議論のありようを主権論という枠組みで行うのは、適切ではないだろう。また私は、「資本主義の強制力」のもとの選挙が民主主義を歪めるという点を承認するが、それでも国民が公式に意思表示をする選挙という制度の果たす役割を軽視するわけにはいかないと考える。むしろその制度を、国民の意思をより正確に反映する民主主義的なものに改めるとともに、国民の主体的な意思形成を促す方を模索すべきであろう。この主体的意思形成という課題は、自らの価値や客観的利害を見出すところから始めねばならず、そのためには他者や社会との結びつきを不可欠としよう。そして近年、このような結びつきをはかるといふ観点から注目されているのも民主主義であり、とりわけ熟議民主主義 (deliberative democracy) であろう。

例えば、自己責任を強調する新自由主義のもと問題の「私化」が進み、人々が自らの居場所や他者との関係性を見失った状況下でいかに「社会統合」を進めるか、という問題がある。政治学者の齋藤純一はハーバーマスを参照し、できるだけ多くの参加者による討議という民主的過程において、

互いを政治的に平等な者として扱う相互承認を更新させることにより連帯という資源を再生産する、と「デモクラシーによる社会統合」を主張する¹⁶⁾。この民主主義過程での社会統合のいわば裏側で、国民の主体的意思形成が促されるのではないか、というのが本稿の目論見である。以下、本の問題意識に共感しつつも、いまだ判然としない民主主義と意思形成の関係を熟議民主主義論とそれへの批判を手掛かりに、検討する。

- 1) 高見勝利「主権論 その魔力からの解放について」法学教室69号21頁。
- 2) 澤野義一「政治過程と参政権」ジュリスト1089号244頁。
- 3) 澤野義一「主権と人権 国民主権と政治的権利（試論）」龍谷法学11巻3・4号（1978年）330頁以下。もっとも澤野の政治的権利論は、権利の範疇の拡大を強調する点にとどまっており、1990年代以降の討議を中心とした民主主義論との関係は明らかでない。
- 4) 松井茂記『二重の基準論』（有斐閣、1994年）338頁以下。
- 5) Cass R. Sunstein, Beyond the Republican Revival, 97 Yale L.J. 1539 (1988).
- 6) 松井茂記「国民主権原理と憲法学」『岩波講座・社会科学の方法 [] 社会変動のなかの法』（岩波書店、1993年）33頁以下。
- 7) 毛利透『表現の自由 その公共性ともろさについて』（岩波書店、2008年）37頁以下。
- 8) 前掲書7）41頁以下。
- 9) 前掲書7）33頁。
- 10) 前掲書7）38頁。
- 11) 本秀紀「現代民主政と多層的『公共圏』 政党民主政論の再構築にむけて」法政論集213号（2006年）191頁以下。
- 12) 前掲書11）193頁以下。
- 13) 前掲書11）200頁。
- 14) 前掲書11）207頁。
- 15) 前掲書11）210頁以下。
- 16) 齊藤純一「制度による自由/デモクラシーによる社会統合」『自由への問い 社会統合』（岩波書店、2009年）21頁以下。

3. 熟議民主主義論への注目

(1) 熟議民主主義論の登場と特質

熟議民主主義論の背景

1980年代以降アメリカで提唱されるようになった熟議民主主義論は、ま

ずもってプルーラリズムへの対抗理論として主張された。例えば、前述したカス・サンスティンは、プルーラリズムのもとでは、第一に、現存する富の配分・特権・選好を外在的変数(exogenous variables)として所与のものと思わず、選好の中身について関心を払わない。第二に、政治過程を市場と、法を商品と同様に取引されるものと解するため、望ましくない法がつくられる可能性が増す。第三に、個人の選好を集積するだけでは社会福祉政策を発展させることが困難のように、功利主義としても十分機能しない。そして第四に、市民の政治参加の欠如を市民が現状に満足している証左だと解し、政治参加を重視しない。それに対し熟議民主主義は、そもそもその目的が政治的議論の中で新たな情報と見解を駆使して不当な選好を明らかにすることであり、またそこでつくられる法は討議と理性に支持されなければならない、さらに市民が共感や徳・共同体意識といった政治生活に必要な特質を得るためにも政治参加を重視する、という¹⁾。つまり、「政治の私化」という事態に対し、熟議を通じて公共善(common good)を形成しようと試みるのである。

また、エイミー・ガットマンとデニィ・トンプソンは、妊娠中絶やポルノ規制、死刑制度等をめぐる激しい道徳的対立に対処するため、多数決主義や費用便益分析といった集積型民主主義(aggregative democracy)への対抗理論として、熟議民主主義論を提唱する。現代の民主政治の慣習が、論争的な問題の価値(merit)をめぐる熟議ではなく、サウンド・バイトによるコミュニケーションや中傷合戦、利己主義的取引による政治的解決と化していると嘆く二人は²⁾、道徳的不一致を生み出す四つの原因に対し熟議民主主義は対処できる、という。第一に、限りある資源の中でも、すべての人の主張がその価値において考慮されるならば、仮に必要な分を得ることができない人でもその決定を受け入れる可能性は高まる。第二に、人々の寛容さには限界があるとされるが、市民が政治的議論に参加することで、私的利益ではなく共通善を重視するような公的精神が促進される。そして第三に、両立できない道徳的価値に直面しても、熟議を継続するこ

とで相手側の見解の道徳的価値の深刻さをより理解できるようになる。第四の不十分な理解に対しても、熟議という互譲の議論を通じて双方が学ばうことで、誤りを認識しより広く正当化される新たな見方と政策を発展させるという³⁾。

熟議民主主義論の特質

ガットマンとトンブソンは、熟議民主主義を「自由で平等な市民（そして代表者）が、現時点で全ての市民を拘束するものの将来的な挑戦に開かれている結論の到達を目指して、対立する双方が互いに受け入れ可能でかつ一般に理解可能な理由を示しあう過程において、決定を正当化する統治形態」⁴⁾と定義する。二人は、ここに熟議民主主義の四つの特徴を示す。第一は、理由の提示であり、熟議民主主義も他の多くの民主主義概念同様、人々を統治の客体としてではなく、自らの社会の統治に直接的・間接的に参加する自律的主体（autonomous agent）と見なすが、その参加は理由を提示しそれに応じるという仕方をとる。第二は、その理由が全ての市民に理解可能な（accessible）なものでなければならず、ただ神の啓示（revelation）の力に訴えるといったものは受け容れられない。第三は、熟議過程は一定期間拘束力ある決定を生み出すことを目的にしているということである。もちろん、熟議はある段階で打ち切れ決定が下されることもあるが、それでもその決定が正当だったのかという問いが残るため、熟議民主主義は継続的な対話の可能性を開きつづける。すなわち動態的な過程となる。これが第四の特徴である⁵⁾。

サンステインやガットマン、トンブソンの議論から分かるように、一般に熟議民主主義論とは、決定それ自体よりも決定に至る過程に着目し、そこでなされる平等な参加者による熟慮と討議を重視する民主主義論である。そしてそこでは、理性的な熟議の過程で参加者は自らの立場を理由を提示して正当化することが求められ、そのやり取りのなかで人々の選好が変容し合意が形成される、と想定しているのである。もっとも熟議民主主義論といっても、その価値や位置づけ、目的や射程をめぐって多様なものが存

在する。とりわけ、その目的として合意の形成を追求するのか、多元主義を容認し公正な関係の維持を求めるのかという論点と、熟議の主体や場を代表者や議会といった政府機関と想定するか、それとも広く市民によるいわゆる市民社会での熟議を想定するのか、という論点は重要であろう。

(2) 熟議民主主義論への批判

先のような熟議民主主義論の一般的理解に対しては、日本の憲法学説からも含め、いくつかの問題点が指摘されてきた。イアン・シャピロは、コストや時間の浪費、遅延と先送り、必要な変化に直面しての立ち往生、不公平な議題操作、そして大事をよそに安逸にふける集団を生む、といった熟議のよくある弊害を指摘したうえで、ガットマンとトンプソンはその熟議モデルから有益な結果が得られることを明らかにしていない、と批判する⁶⁾。このような現実的可能性や有効性の問題に加え、本稿の関心からすると、理性による合意形成という規範的問題が重要である。

理性による合意形成

合意形成という目的が強調されると、少数者や異端者の排除を招く危険性がある⁷⁾。とりわけ共和主義やコミュニタリアニズムの立場からこの目的を強調するものは、包括的公共善を合意と見なし、その実現を通じて社会的アイデンティティの共通基盤を見出そうとの意図をしばしば見せる⁸⁾。理性の名による公共善の追求圧力は、異端者排除の危険性を高めるであろう。他方、その危険性や激しい価値対立を回避するために、道徳的相違など比較不能な問題を論題から外したうえで理性的な熟議を行うという、「正義の基底性」を重視するリベラリズムの対応もある⁹⁾。だがこの対応は、熟議の意義を「瑣末なこと」での合意形成という非常に限られたものにするくらいがある。

また、理性的な熟議という要請に対し、「公共空間での集団的決定は、所有/分配 関係がむき出しで衝突する争点が含まれるのが常であって、『自由で平等な存在』が『合理的に討議』するという想定は、現に存する

力関係の差異を隠蔽する機能を果たしうる¹⁰⁾との批判もある。おそらく熟議民主主義に対する最も根源的な批判は、現存の不平等な社会関係や権力関係を前提にして、理性的な熟議によってその不平等性や権力性を除去しようとするのは民主主義政治の課題ではない、という闘技民主主義（agonistic democracy）からのものであろう。

情熱による闘技

闘技民主主義の代表的論者であるシャンタル・ムフは、「よく機能する民主主義には、民主政治の政治的位置をめぐる活気ある衝突が求められる。……過度の合意の強調と対立の拒否は、政治的無関心と政治参加からの離反とを引き起こす。さらに悪いことには、民主主義の過程によっては処理不可能な問題をめぐって集合的情熱が結晶化され、市民・開明性の基礎そのものを破壊するような抗争性の爆発に帰結してしまうかもしれない¹¹⁾」と主張する。ムフが民主主義の目的として提唱するのは、「抗争性を闘技性へと変換すること」と「情熱を民主主義の企図にむけて動員すること」である¹²⁾。ムフの議論においては、「政治（politics）」と「政治的なもの（the political）」、「敵（enemy）」と「対抗者（adversary）」の区分が重要である。「政治的なもの」とは、人間関係や社会関係のさまざまな様式にて発生する抗争性の位相を示すのに対し、「政治」とは人間の共存を組織化しようとする諸実践、諸言説、諸制度の総体を示す。また、「敵」が破壊されるべき対象であるのに対し、「対抗者」は自由民主主義の諸原理の意味や手段をめぐって合意を得ることができないほどの違いをもっているが、自由民主主義の倫理について共通基盤をもつ、いわば「正当性をもった敵」とされる。そしてムフは、民主政治において敵同士の闘争である「抗争」を対抗者間の闘争である「闘技」に改めようというのである。またムフは、民主主義政治において、情熱に基づく闘技を活発に行うことで、現存する力関係の差異を隠蔽するのではなく、むしろ逆にそれを表出しようというのであり、そのためにも異議申し立てをたえず開かれたものにし、不合意が表現される制度を育てるべきだと主張する¹³⁾。

(3) 主体的意思形成のための熟議

以上の議論から分かるように、合意形成を目的とする熟議は、その隠蔽機能によって参加者の主体的意思形成をかえって阻害するおそれがある。慎重な熟議によってそれぞれの選好を精査することの意義を認めつつ、この弊害を回避する必要がある。ここで注目に値するのが、ガットマンとトンブソンの互恵主義 (reciprocity) に基づく熟議民主主義論である。先に見た通り、二人の民主主義論は、深刻な価値対立を熟議過程での参加者の変化・成長によって調停 (accommodation) しようというものである。二人ももちろん合意が形成されることを望ましいとするのだが、合意が不可能な場合を正面から認める。また、論争的な原理を持ち出しての熟議が、かえって現存する不一致を激しくする場合があることも認めている¹⁴⁾。しかしそれでも、将来に正当化可能な合意を生み出す、あるいは相互尊重を促す点で、熟議民主主義は集積型民主主義よりも優れているとする。つまり、熟議のうえで不一致に至っても、「互恵主義が平等者間の公正な協力関係を求め続けるよう、市民に呼びかける」¹⁵⁾と述べるように、民主主義を単なる合意形成を目的としたものではなく、互いの社会協力関係を維持し続けることを目的としている、ととらえているのである¹⁶⁾。

問題は、不一致にいたっても相互尊重を維持できるよう、双方が相手方の立場を道徳的に適っていると見なすことができるのはどのような場合か、である。二人によると、不公正な判断・誤った動機・文化の影響といった好ましくない状況の産物として相手方の立場を説明するのではなく、価値において相手方の立場を理解したときそれが可能だ、とする¹⁷⁾。それゆえ、この民主主義論は熟議への参加者のかかわり方に関心を寄せる。例えば参加者が自らの主張をなすさいに、政治的状況の有利・不利に応じて主張を変えるのではなく道徳的立場に基づく主張を行っているか、主張と行動とが一致しているか、その基づく立場の想定する原理からの広い含意を受け容れているか、などに注目するのである¹⁸⁾。熟議を発展させることによって、合意が得られる場合と得られない場合、得られない場合には判

断や動機の不完全さ・不適切さによる不一致なのか、価値にもとづく不一致なのか、これらを「仕分ける」機能をこの民主主義論は提供するのである。

本稿は、熟議民主主義のこの「仕分け」機能と、価値に基づく不一致を明確化する点に着目したい。すなわち、熟議の目的を合意形成と高く設定するのではなく、それぞれの論者の動機や意図を表出させ、合意できることとできないことを区分するとともに、できない場合にはその不一致がいかなる価値ないしは立場に拠るのかを明らかにすることに求めたい¹⁹⁾。不一致が生じることを承認（ときに積極的に評価）する点、およびハードルの高さは異なるが一定の共通基盤を求める点で、闘技民主主義論との開きも狭まるであろう²⁰⁾。しかし、私は情熱を民主主義の企図に向け直接動員しようという闘技民主主義の主張には違和感を覚える。ジョン・エルスターが言うように、集団決定への参加者の動機は、理性と利害と情熱に区分することができようが²¹⁾、それらを理由付けて正当化するという熟議の本質を重視したい。この互いに理由を提示しあう過程のなかで、自らの客観的利害や価値が認識され、主体的な意思形成がはかれると考えるのである。

- 1) Cass R. Sunstein, *Beyond the Republican Revival*, 97 *Yale L.J.* (1988) 1543-1547.
- 2) Amy Gutmann & Dennis Thompson, *Democracy and disagreement* (Belknap Press, 1996) 12.
- 3) Amy Gutmann & Dennis Thompson, *Why Deliberative Democracy?* (Princeton University Press, 2004) 10-12.
- 4) *Id.* 7.
- 5) *Id.* 3-7.
- 6) イアン・シャピロ（中道寿一訳）『民主主義理論の現在』（慶応義塾大学出版会、2010年）31頁以下。
- 7) 例えば、木下智史「アメリカ合衆国における民主主義論の新傾向」法律時報73巻6号72頁。
- 8) *supra* note 3) 27.
- 9) 例えば日本では、長谷部恭男がその典型であろう。長谷部恭男「民主主義国家は生きる意味を教えない」紙谷雅子編著『日本国憲法を読み直す』（日本経済評論社、2000年）48

頁以下。

- 10) 木下智史・本秀紀「民主的自己統治の可能性と民主主義理論」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』(日本評論社, 2008年) 312頁。
- 11) シャンタル・ムフ(葛西弘隆訳)『民主主義の逆説』(以文社, 2006年) 160頁以下。
- 12) 前掲書11) 159頁。
- 13) 前掲書11) 162頁。
- 14) supra note 2) 73.; supra note 3) 19.
- 15) supra note 2) 53.
- 16) ガットマンとトンブソンの熟議民主主義論をとりわけ「熟慮・討議上の不一致」に注目して紹介したものととして, 拙稿「道徳的不一致の問題と憲法学における民主主義論」龍谷法学32巻4号(2000年) 226頁以下。
- 17) supra note 3) 20.
- 18) Id. 81-82.
- 19) もっとも, ガットマンとトンブソンが明確にしようとしているのが道徳的価値であるのに対し, 私見は, 熟議を通じて階級的立場も明確になるものと考えている。
- 20) 闘技民主主義の問題提起を受け止めつつ, 修正された熟議民主主義論を展開している政治学者の著作として, 田村哲樹『熟議の理由 民主主義の政治理論』(勁草書房, 2008年)。
- 21) Jon Elster, *Deliberative Democracy* (Cambridge U. Press, 1998) 6.

4. 熟議を促す民主的政治過程

国民各人の主体的意思形成を促すための熟議, という本稿の立場からすると, 熟議の主体はいうまでもなく国民一人ひとりである。そのうえで, このような熟議民主主義論がどのような解釈論や制度論を導きうるか, その方向性について簡単に触れておきたい。

(1) 国民の熟議と選挙制度

私見は, 国会論戦の一つの重要な役割として, 国民間の政治的な熟議を触発・促進することもあるとする。国会にて, 政治綱領を掲げる政党が中心となり, 税制や福祉政策, 安全保障といった個別争点をめぐり議論をなすが, そのとき各々の主張がいかなる価値や階級的立場¹⁾に拠るのかを示すことが必要である²⁾。政策論争という形での, 国会での熟議である。こ

れが国民間での熟議を活性化させて国民の意思形成を促す。そして国民は選挙によって暫定的な結論を出し、これが正確に国会に反映されることにより、国会での議論と決定を一定期間規定する。この国会での熟議と国民レベルでの熟議とのフィードバック作用こそが重要だと考えるのである。

だが、小選挙区制という現行衆議院の中心たる制度は、この作用を著しく阻害している。それは、この制度が民意を正確に反映せず政治的少数派を国会から排除する結果、政治的争点や見解を限られたものにする、ということもある。だがそのみならず、一選挙区から一人しか当選者を出さないこの制度の下では、当選を目指す候補者は自ずと「無難な」あるいは「好感度を得られそうな」場当たりの主張を展開し、一貫した政策論が二の次となる。もちろん、国民レベルでの熟議に寄与するものとはならない。本稿のような熟議民主主義論からすると、小選挙区中心の選挙制度を改めることが課題となる。

(2) 表現の自由論への示唆

直接対話という表現活動

熟議を促進するためには、一方で権力やメディアによる操作を可能な限り回避しつつ、他方で各人のつながりを強める必要がある。そのための出発点として、本稿が表現活動の中心に据えるべきと提起したいのが、直接向き合っていく対話や集会である。対話とは、他者の話を聞くのみならず、他者に自分の話を「聞いてもらう」という「承認」の契機を内包した人間的な営みである。この営みの中で生まれる、他者との悩みや思いの共有、ときに感情や利害の対立、そして自らの価値への気づきが、熟議への回路となるものと思われる。たしかに今日においては、インターネットをはじめとする多様な媒体が、そのような対話の役割を果たしているし、今後の技術革新が一層それを可能にすることであろう。むしろ、それら媒体を誰もが適切に活用できるよう、教育を含めた環境整備こそが必要ともいえる。だが、話し手の状況や思いへの「深刻さ」や「真剣さ」を比較的正确に示

すのは、やはり直接の対話であろう。「語られる言葉には表情があり、声という声色があり、それから身振り手振りがあり、そのときの目の色があり、感情がこもっている³⁾」と言われる。もちろんここにも、扇動の危険性を含め熟議と逆行する要素もあるが、それでも私は個々人の「深刻さ」や「真剣さ」の表出を、熟議の端緒として積極的に評価したい。そもそも「資本主義の強制力」のもと支配的な言論がマスメディアを席卷するなか、それに違和感を持つ者の有効な「武器」は、その言論の価値とそれへの語り手の「真剣さ」、そしてわずが表現方法の工夫くらいしかないと思われる。

市民の表現活動の萎縮しやすさに着目して、表現の自由の再構築を試みる毛利透は、「憲法は、臆病者の勇気をくじかず、促進するインセンティブを与えなければならない⁴⁾」と主張するが、本稿はこの結論を支持したい。市民が自主的に直接対話を呼びかけることは、それが集いの開催であれチラシの配布であれ、現実的には相当な労苦をとまなう萎縮しやすい行為である。また、それに応じることも容易なことではない。表現の自由論は、この困難な行為への権力的規制に対し、厳格な審査でもって自由を擁護するのみならず、むしろその自由の行使を積極的に促すよう構想されるべきである。

政治献金の規制

政治献金をめぐって、日本では八幡製鉄政治献金事件以来、法人の人権という形で論じられてきたが、アメリカでは表現の自由の問題として、すなわち、金銭を純粋な言論と見なしうるか、寄付制限は言論の「規制」なのか逆に言論の「促進」なのか、といった論点で審査基準と関わらせて論じられてきた。またこれら論点には、民主主義論からのアプローチも可能である⁵⁾。例えば、熟議民主主義論を説くカス・サンスティンは政治的平等を重視する立場から、現状における富の配分状況を中立的基準とすれば、寄付制限は「規制」となるが、富の平等な配分のなかで生まれる言論状況こそを中立的基準とすれば、寄付制限はむしろ中立に向けての「修正」と

なるとして、規制を正当化する⁶⁾。また私は、金銭それ自体は価値を語らないし、財力にも規定される金銭の額は語り手の「真剣さ」を示すものでないことを指摘しておきたい。

さて、団体の政治献金につき最も明解な主張を行っているのが、中島茂樹である。中島は、政治献金を個人主義的なものとした南九州税理士会事件最高裁判決をもとに、「政治献金という行為自体の有する事柄の性質からして、およそいっさいの団体がその団体たる資格においては政治献金をなしえないものといわなければならない⁷⁾」と主張する。だがより重要なことは、政治献金という行為の位置づけである。中島は、衆議院選挙定数不均衡事件1976年最高裁判決を援用し、「選挙においては『徹底した平等化』が要請されるものとするが、この『徹底した平等化』として、選挙結果に至る選挙のプロセス全体を通して他の選挙人の投票と同じ影響力を及ぼすことのできる平等な法的可能性が保障されるべきものと解されよう⁸⁾」と述べる。政治献金を「選挙のプロセス」の一環と位置づけることで、選挙における平等原則の射程の拡大という議論を導くのである。この見地は、私にとって非常に示唆的であった。というのも、私は熟議による意思形成を選挙の前提として、すなわち、熟議を含む日常的な表現活動である非制度と、選挙という制度とを連続課程としてとらえているからである。もちろん、平等原則の射程の拡張とはいえ、その平等とは具体的に何の平等で、さらにどこまでの平等なのか、という問題は残る。私はかつて、意思形成段階での「説得時の平等⁹⁾」という議論を提起し、自発的意思の強さのみに規定されない経済的影響力については、個々の国民の自発性を損なわない限りで、かつその自発性を促進するために規制を加えるべきであると主張したのも¹⁰⁾、先の見地に触発されてである。

1) 上田勝美は、「いかなる政党も、国民政党であると同時に階級政党である」と述べる。国民の階級意識が相対化しているため政党が階級性を表に出さない傾向にあるが、それでも政治綱領をもって政権獲得を目指す政治団体である政党は、顕在化していなくとも国民間の対立を規定している階級的性格を持たざるを得ない。参照、上田勝美『[新版]憲法

講義』(法律文化社,1996年)258頁以下。

- 2) ガットマンとトンプソンは、議員に定期的に自らが行った決定の根拠を自らの主義とかわらせながら文書で説明する責任を課すことで、もっと裁判官のように行動すべきだという。Amy Gutmann & Dennis Thompson, *Why Deliberative Democracy?* (Princeton University Press, 2004) 90.
- 3) 五木寛之・立松和平『親鸞と道元』(祥伝社,2010年)41頁。仏教が面授を重要視していることについての五木の発言。
- 4) 毛利透『表現の自由 その公共性ともろさについて』(岩波書店,2008年)46頁。
- 5) アメリカの最高裁判決を素材に、政治資金の問題を民主主義論からアプローチした日本の論稿として、川岸令和「言論の自由と熟慮に基づく討議デモクラシー その予備的考察」早稲田政治経済学雑誌324号242頁,毛利透「民主政の規範理論 憲法バトリオティズムは可能か」(勤草書房,2002年)162頁以下。
- 6) Cass R. Sunstein, *Lochner's Legacy*, 87 *Colum. L. Rev.* (1987) 884; Cass R. Sunstein, *Beyond the Republican Revival*, 97 *Yale L. J.* (1988) 1576-1578.
- 7) 中島茂樹「憲法問題としての政治献金 『目的の範囲』条項と会社の政治献金」立命館法学271・272号(下),2001年,1267頁,1290頁。
- 8) 前掲書7)1288頁。
- 9) 「投票時の平等」に対する「説得時の平等」という議論は、エドワード・フォレイのそれを参考にした。Edward B. Foley, *Equal-Dollars-per-Voter: A Constitutional Principle of Campaign Finance*, 94 *Colum. L. Rev.* 1204 (1994).
- 10) 拙稿「平等原理にもとづく民主的政治過程の『規制』」元山健・澤野義一・村下博『平和・生命・宗教と立憲主義』(晃洋書房,2005年)45頁。

おわりに

以上本稿は、今日において、個々の国民の主體的な意思形成それ自体が困難に直面しているという問題を取り上げ、憲法論としていかなる枠組みでいかなる議論が可能かを検討してきた。そして本稿は、民主主義論という枠組みで、とりわけ合意形成を目的としない熟議民主主義論に着目した。すなわち、熟議を通じて合意できることとできないことの「仕分け」をし、できない場合はそれがいかなる価値に拠ってなのかを理由づけて提示する、そのやりとりの中で個々人は、自らの価値や客観的利害を確認し主體的な意思形成をはかるのではないかと、という期待である。熟議民主主義論への相当「控えめな」期待といえよう。だが、それでも憲法論として熟議に着

目する意味を示すことができたのではなからうか。また私は、熟議の主体として一人ひとりの個人を想定していること、熟議という非制度と選挙という制度とを連続過程と把握していることを明らかにし、そのような民主主義論からいかなる制度論・解釈論が導きうるか、その方向性についても触れた。熟議民主主義論の可能性である。もっとも、この点の言及は極めて大雑把なものであるため、今後より詳細な検討を進めたい。

最後に、本稿が紹介した互惠主義に基づく熟議民主主義論は、深刻な価値対立とどう向き合うかという、本稿が十分触れなかった問題に対して回答を示している。それは、「正義の基底性」を重視するリベラリズムのように、それら価値対立を民主主義の領域から排除するという対応ではない。逆にそのような対立を受け止めたくて、相互尊重を前提とすることで、対立を解決する可能性を探りつつ暴力など非道徳的な方向に進むことを抑止する。そうすることで個人に、懐疑論にも教条主義にも向かわせない「徳」を教化する、というのである¹⁾。「リベラリズムの覇権」とも評される昨今の憲法学において²⁾、価値対立や文化相対主義に応じる民主主義論としても熟議民主主義論は注目に値する。しかし、この問題の検討も今後の課題としたい。

- 1) Amy Gutmann & Dennis Thompson, *Why Deliberative Democracy?* (Princeton University Press, 2004) 80.
- 2) 近年のリベラリズム憲法学の狙いとその特徴を検討したものとして、愛敬浩二「リベラリズム法理論の現在 憲法学の観点から」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』（日本評論社、2008年）38頁以下。